

「株券上場審査基準」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	1
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	5
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	6
・ 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	7
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	9
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	11
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	12
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	16

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、<u>当取引所が適当と認める場合に限る。</u>)は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) 上場株券が、その上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)の合併による解散により上場廃止となる場合(上場会社がセントレックスの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めるときを除く。)</p> <p>当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合(上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) 上場株券が、その上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)の合併による解散により上場廃止となる場合(上場会社がセントレックスの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めるときを除く。)</p> <p>当該合併に係る新設会社又は存続会社</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合(上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該</p>

他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

(4) (略)

(5) 上場会社（セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。）を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について上場会社の実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（セントレックスへの上場審査基準）

第6条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。）は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基

他の会社について上場会社の実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)

当該他の会社

(4) (略)

(5) 上場会社（セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。）を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について上場会社の実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社

（セントレックスへの上場審査基準）

第6条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券が、セントレックスの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合（セントレックスの上場会社が上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）と新設合併する場合において、セントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2)（略）

(3) セントレックスの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

(4)（略）

(5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

(1) 上場株券が、セントレックスの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合（セントレックスの上場会社が上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）と新設合併する場合において、セントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）

当該合併に係る新設会社又は存続会社

(2)（略）

(3) セントレックスの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）

当該他の会社

(4)（略）

(5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券(市場第一部銘柄の上場会社が同項各号に規定する行為により上場廃止となる上場株券の発行者である場合に限る。)のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。</p>	<p>(指定の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券(市場第一部銘柄の上場会社が同項各号に規定する行為の当事者である場合に限る。)のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 会社が株券上場審査基準第4条第3項(第2号及び第4号を除く。)の規定の適用を受けて上場した場合(新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>当該会社について株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該会社(同項第1号、第3号又は第5号に該当する前においては、<u>審査対象</u>である非上場会社として当取引所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(10)~(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 会社が株券上場審査基準第4条第3項(第2号及び第4号を除く。)の規定の適用を受けて上場した場合(当事者がすべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>当該会社について株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該会社(同項第1号、第3号又は第5号に該当する前においては、<u>当事者</u>である非上場会社として当取引所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(10)~(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) <u>上場会社又は上場会社の子会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。)</u>であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。</p> <p>(2) <u>上場会社又は上場会社の子会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。)</u>であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3) <u>上場会社が他の会社に吸収合併される場合(第1号に該当する場合を除く。)</u>又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>もの</u>であり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>もの</u>であり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 上場会社が他の<u>非上場会社</u>に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>もの</u>であり、かつ、</p>

される転換社債型新株予約権付社債券（株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併による解散により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b （略）

(4)～(6)（略）

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（上場会社である場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2)（略）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

当該合併による解散により当該転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 存続会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b （略）

(4)～(6)（略）

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2)（略）

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、<u>d</u>並びに2(5)g及びhに規定する書類をいうものとする。</p> <p>a～c（略）</p> <p><u>d 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、<u>d</u>並びに2(5)g、h及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。</p> <p>a～c（略）</p> <p><u>d 株券上場審査基準第6条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合</u></p>	<p>3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c並びに2(5)g及びhに規定する書類をいうものとする。</p> <p>a～c（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c並びに2(5)g、h及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。</p> <p>a～c（略）</p> <p>（新設）</p>

には、同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額</p> <p>a~d (略)</p> <p>e 前dの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間における<u>東京外国為替市場</u>の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。</p> <p>f~j (略)</p> <p>(6)~(11) (略)</p> <p>4 第4条(上場審査基準)第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 第3項に規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者の本国における法制度、実務慣行等の整備及び運営の状況等に照らして、当該新規上場申請者の外国株券の円滑な流通及び決済が確保される見込みがある場合をいうものとする。</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>8 第6条(セントレックスの上場審査基準)第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 4(1)、<u>(1)の2</u>、(3)及び(4)の規定は、第3項の場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額</p> <p>a~d (略)</p> <p>e 前dの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間の<u>当取引所が定める外国為替公認銀行</u>における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。</p> <p>f~j (略)</p> <p>(6)~(11) (略)</p> <p>4 第4条(上場審査基準)第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>8 第6条(セントレックスの上場審査基準)第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 4(1)、(3)及び(4)の規定は、第3項の場合に準用する。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～dの2（略）</p> <p>dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項</p> <p style="padding-left: 2em;">次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a)～(d)（略）</p> <p>(e) <u>他の会社と株式交換を行う場合（非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面</p> <p style="text-align: right;">作成後直ちに</p> <p>(f) <u>他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合（当該他の会社（非上場会社である場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（非上場会社である場合に限る。）の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。）又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」</u></p>	<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～dの2（略）</p> <p>dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項</p> <p style="padding-left: 2em;">次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a)～(d)（略）</p> <p>(e) <u>他の上場会社を完全子会社とする株式交換を行うとき</u></p> <p style="padding-left: 2em;">当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面</p> <p style="text-align: right;">作成後直ちに</p> <p>(f) <u>非上場会社と株式交換を行う場合（上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。）</u></p> <p><u>イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」</u></p> <p style="text-align: right;">決議又は決定後遅滞なく</p>

決議又は決定後遅滞なく

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 他の会社と共同して株式移転を行う場合

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。）

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

取締役会決議後遅滞なく

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。）

前(e)に規定する書面（上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。）

作成後直ちに

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 上場会社と共同して株式移転を行うとき

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。）

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

取締役会決議後遅滞なく

前(c)に規定する書面

作成後直ちに

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 他の上場会社と合併する場合

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

(f) 他の会社と合併する場合であって上場会社が当該合併により解散するとき（新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は存続会社の親会社である非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。）又は非上場会社を吸収合併する場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

eの2～eの5（略）

eの6 第2条第1項第1号sに掲げる事項

当取引所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等（以下、この5において「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（以下、この5において「公開買付け」という。）により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって当取引所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

eの7 第2条第1項第1号tに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利

解を記載した書面

作成後直ちに

(f) 非上場会社と合併する場合（上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。）

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面（上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）

作成後直ちに

eの2～eの5（略）

（新設）

（新設）

益を共通にする者若しくは当該上場会社の親会社である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

f ~ n (略)

(4) ~ (7) (略)

9 第8条(新株予約権の行使通知等)関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書

(a) 上場会社(その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。)の場合(月間報告) 翌月初

(b) 上場外国会社(その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社に限る。)の場合

イ・ロ (略)

b (略)

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 改正後の9の規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度の会社から適用する。

f ~ n (略)

(4) ~ (7) (略)

9 第8条(新株予約権の行使通知等)関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書

(a) 上場会社(上場外国会社を除く。)の場合
(月間報告) 翌月初

(b) 上場外国会社の場合

イ・ロ (略)

b (略)

(2) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>a~d (略)</p> <p>e 第9号bに規定する「<u>審査対象</u>である非上場会社として当取引所が認める者」は、非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社(当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。)、非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社(当該非上場会社が同項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。)又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社(当該非上場会社が同項第5号の規定の適用を受ける場合に限る。)をいう。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(10)~(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>a~d (略)</p> <p>e 第9号bに規定する「<u>当事者</u>である非上場会社として当取引所が認める者」は、非上場会社と合併する場合における当該非上場会社、非上場会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社をいう。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(10)~(15) (略)</p>